

# 島根県取材費用支援助成金の概要

県外メディアの皆さまが島根県へ取材のためにお越しいただく際の取材経費(旅費)の一部を支援しています。



## 制度について

※取材費用の実額から消費税及び地方消費税を除いた額を助成対象とする。

### (1) 県東部、県西部、隠岐を現地取材する場合

- ① 県東部、県西部のうち2カ所以上の市町を現地取材し、媒体に掲載する場合、助成額は原則として**1申請当たり20万円**を上限とする。
- ② 隠岐のうち1カ所以上の町村を現地取材し、媒体に掲載する場合、助成額は原則として**1申請当たり30万円**を上限とする。なお、隠岐の取材と併せて県東部、又は県西部の現地取材をする場合もこれに含まれる。

### (2) 萩・石見空港を利用し、県西部を現地取材する場合

萩・石見空港を利用し(片道利用で可)、県西部のうち1カ所以上の市町を現地取材し、媒体に掲載する場合(萩・石見空港の情報掲載は必須)、助成額は原則として**1申請当たり30万円**を上限とする。



## 条件・対象経費・手続きについて

### 1. 条件等(そのほか条件・詳細は、要綱第2条をご確認ください。)

- ①申請者が媒体運営企業又は制作会社であること。
- ②原則として令和9年3月15日までに掲載・放送等の実績が確認できるもの。
- ③媒体への掲載による広告換算費を明確に証明できること。

### 2. 対象となる経費

#### (1) 島根県外を含む経費

- ①往復の交通費(航空券代、新幹線代、高速道路料金、ガソリン代など)

#### (2) 島根県内で要した経費

- ①交通費(バス代、電車代、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代など)
- ②宿泊費(ただし、1泊あたり12,000円(税抜)/人を上限とする。)
- ③取材に係る経費(何れも媒体への掲載に必要と観光連盟が認める場合のみ支給する。)  
・施設入場料・ガイド料・食糧費

#### (3)【※萩・石見空港を利用し、県西部を現地取材する場合のみ】

島根県外で要した交通費、宿泊費、取材に係る経費も助成対象とする。

### 3. 手続きのながれ(詳細は、要綱等をご確認ください。)

- (1)取材予定日の14日前までに下記の書類を添付の上、申請書(様式第1号)をご提出ください。  
・媒体資料・企画書・取材行程表・広告換算費を明確に証明できる資料

#### 【注意事項】

- チケットの手配・お支払いは各社でご対応ください。
- 必ず領収書を徴取してください。  
※但し書き又は明細書に、「経費の内容」・「人数」・「単価」を明記ください。
- 取材のアポ取りは各自でお願いします。

しまねでみんなを  
待ってるにゃ♪



制度の詳細と各種様式は、HPもしくは右のQRよりご参照ください。

島根県観光連盟 取材費助成

〈問い合わせ窓口〉

公益社団法人島根県観光連盟 TEL.: 0852-21-3969(総務企画課)

検索

